

一般社団法人 工業製品製造技能人材機構

定款

一般社団法人 工業製品製造技能人材機構 定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 本法人は、一般社団法人工業製品製造技能人材機構（以下「本法人」という。）と称する。
- 2 本法人の英語表記は、Japan Association for Human Resources in Industrial Product Manufacturing（略称 JAIM）とする。

(事業所)

- 第2条 本法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 本法人は、特定技能外国人の受入れに係る製造事業者団体等が協力して、工業製品製造業分野（以下「製造業分野」という。）における特定技能外国人（以下「製造業分野特定技能外国人」という。）の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた事業を行うことにより、製造業分野における人材の確保を図り、もって我が国の工業製品製造業の健全な発展に資することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 製造業分野特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた行動規範の策定及び当該規範の適正な運用
 - (2) 製造業分野特定技能外国人の技能評価に関する事業
 - (3) その他本法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本国内及び海外において行うものとする。
- 3 本法人は、第1項の事業について、この定款、毎事業年度の事業計画等に基づいて、適切に執行する。

第3章 会員等

(会員等)

- 第5条 本法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した製造事業者団体
 - (2) 賛助会員 製造業分野特定技能外国人を雇用する事業所 及び雇用しようとする事業所

(会員資格の取得)

- 第6条 本法人の正会員になろうとする者は、本法人の理事が属する正会員を含む正会員2名の推薦を受けて所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 本法人の賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、別に

定めるところにより、本法人の承認を得なければならない。

3 正会員は、その代表者として、本法人に対してその権利を行使する者(1名に限る。)(以下「指定代表者」という。)を定め、理事長に届け出なければならない。

4 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を理事長に提出しなければならない。

(会費等)

第7条 正会員は、別に定めるところにより、年会費を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、別に定めるところにより、年会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 本法人は、正会員が次の各号の一に該当するときは、第17条第2項に定める総会の決議を経て当該正会員を除名することができる。

(1) この定款、行動規範、その他の規則に違反したとき

(2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その正会員に対し、通知するものとする。

3 正会員以外の会員の除名に関する事項は、本法人の規程で定めるものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合(正会員以外にあっては第8条の場合)のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を6ヶ月以上履行しなかったとき

(2) 総正会員の同意があったとき

(3) 当該会員が解散または死亡したとき

(会員資格喪失に伴う権利義務)

第11条 会員が前条の規定により会員の資格を喪失したときは、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書等）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会を毎事業年度の終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

2 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会の招集通知は、開催日の1週間前までに発するものとする。書面による通知に代えて、法令で定めるところにより、正会員の承諾を経て、電磁的方法により通知を発することができる。ただし、正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができるとするときは、開催日の2週間前までにその通知を発しなければならない。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使及び書面等による議決権の行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、他の正会員1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権

- を証明する書面を本法人に提出しなければならない。
- 2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。
 - 3 書面又は電磁的方法により議決権を行使する場合は、当該正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、又は、法令で定めるところにより、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的記録に記録して、総会の日当日までに当該記載又は記録をした議決権行使書面又は電磁的記録を本法人に提出又は提供しなければならない。
 - 4 第1項及び第3項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(総会の決議等の省略)

- 第19条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が総正会員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、総正会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び総会に出席した理事の中から選出された2名の議事録署名人は、前項の議事録に署名又は記名押印するものとし、当該署名について電子署名によることができることとする。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第21条 本法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を会長、1名を理事長とし、そのほかに1名を専務理事とすることができる。
 - 3 前項の理事長を一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

- 第22条 理事は、総会において正会員の指定代表者の中から選任する。ただし、総会が特に必要と認めた場合、正会員の指定代表者以外の者から理事総数の半数を超えない範囲で理事を選任することができる。
- 2 監事は、会員外である有識者より総会において選任する。
 - 3 会長、理事長、専務理事、業務執行理事は、理事会において選定する。
 - 4 監事は、本法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
 - 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で

定める特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を行う。
- 2 理事長及び業務執行理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員（本法人が雇用している者をいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

- 第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠として又は増員によって選任された理事の任期は、それぞれの前任者又は現任者たる理事の任期の満了するときまでとする。
 - 3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
 - 4 役員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任については、第17条第2項に定める決議によらなければならない。

(報酬等)

- 第27条 理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、別に定める報酬等支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引制限)

- 第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引

- (3) 本法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における
本法人と当該理事の利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅延なく、当該取引についての重要な事実
を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

- 第29条 本法人は、一般法人法第114条第1項に基づき、理事又は監事の本法人
に対する賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の
決議によって、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して
得た額を限度として、免除することができる。
- 2 本法人は、一般法人法第115条第1項に基づき、理事（業務執行理事又は本法人
の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令に
定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で当法人があらかじめ
定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第30条 本法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会が別に定めるところ
により、議長を務める。

(権限)

- 第31条 理事会は次の職務を行う。
- (1) 本法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、理事長、専務理事、業務執行理事の選定及び解職
 - (4) 正会員以外の入会金、会費の額及びその徴収方法の決定又は変更
 - (5) 規程の制定、変更及び廃止
 - (6) 賛助会員の除名
 - (7) その他理事会で決議するものとして法令及びこの定款に定める職務

(招集)

- 第32条 理事会は理事長が招集し、開催日の1週間前までに各理事及び監事に対
して招集の通知を発するものとする。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会が別に定めるところに
より、理事会を招集する。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事
の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第23条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印するものとし、当該署名について電子署名によることができることとする。

第7章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第37条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を得た書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を得なければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第41条 本法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、第17条第2項に定める総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本法人は、第17条第2項に定める総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(補則)

第46条 この定款において別に定めるもののほか、本法人の事務の運営上必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第47条 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から令和8年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

附 則

本定款は、令和7年5月28日から施行する。